

■返戻金に関する事項

短期退職時の手数料の取扱い

求職者が、自己の意思により短期退職した場合には、支払われた紹介手数料について次の割合で計算された金額を返金することとする。

- ・1ヶ月未満で退職した場合 100%に相当する額
- ・3ヶ月未満で退職した場合 60%に相当する額
- ・6ヶ月未満で退職した場合 30%に相当する額